

公立大学法人静岡文化芸術大学職員等給与の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）及び公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程（以下「教員給与規程」という。）に基づいて支給する給与の額の減額のための特例を定めるものとする。

(職員の給料月額の特例)

第2条 職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給されるべき給料月額（職員給与規程附則（平成22年4月1日施行）第3項及び第4項の規定による給料を含む。）は、職員給与規程第4条、第5条並びに附則（平成22年4月1日施行）第3項、第4項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 管理又は監督の地位にある職員のうち、職員給与規程第8条第1項の規定により管理職手当を支給されるべき職員 100分の8
- (2) 職員給与規程第26条第4項の規定により期末手当基礎額に係る加算を受けるべき職員（前号に掲げる職員を除く。） 100分の6
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の3

(教員の給料月額の特例)

第3条 教員給与規程の適用を受ける教員（以下「教員」という。）が平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給されるべき給料月額（教員給与規程附則（平成22年4月1日施行）第4項及び第5項の規定による給料を含む。）は、教員給与規程第4条、第5条並びに附則（平成22年4月1日施行）第4項、第5項及び第8項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる教員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 教員給与規程第4条第1項別表に掲げる教員職員給料表（以下「教員職員給料表」という。）の職務の級4級が適用される教員 100分の8
- (2) 教員職員給料表の職務の級3級及び2級が適用される教員 100分の6
- (3) 教員職員給料表の職務の級1級が適用される教員 100分の3

(端数計算)

第4条 この規程の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を計算する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。